

# 英国事業拠点設立ガイドブック

2025年3月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ロンドン事務所

## 【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地の法律事務所 3CS Corporate Solicitors に作成委託し、2024年10月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび 3CS Corporate Solicitors は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび 3CS Corporate Solicitors が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ロンドン事務所

E-mail：[ldnresearch@jetro.go.jp](mailto:ldnresearch@jetro.go.jp)

## 〈目次〉

はじめに .....	- 1 -
1. 英国における事業形態 .....	- 2 -
(1) 有限会社 (limited company) と無限会社 (unlimited company) .....	- 3 -
(2) 非公開会社 (private company) と公開会社 (public company) .....	- 3 -
(3) その他の事業形態 .....	- 4 -
2. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の概要 .....	- 5 -
(1) 非公開有限会社 (private limited companies) .....	- 5 -
(2) 英国事業所 (UK establishment) .....	- 6 -
3. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の詳細 .....	- 8 -
(1) 非公開有限会社 (private limited companies) .....	- 10 -
(2) 英国事業所 (UK establishment) .....	- 17 -
4. 拠点設立以外の手段による英国における事業展開 .....	- 20 -
(1) M&A .....	- 20 -
(2) ジョイント・ベンチャー (合弁事業) .....	- 21 -
(3) 代理人 (Agent) の使用 .....	- 21 -
5. その他 .....	- 22 -
(1) イミグレーション .....	- 22 -
(2) 雇用に関する留意点 .....	- 25 -
(3) 非公開有限会社および英国事業所設立後の継続的な要件 .....	- 29 -
(4) 商用不動産の契約に関する留意点 .....	- 36 -
別紙 1 用語集 .....	- 41 -
別紙 2 関連文書ひな形 .....	- 43 -
別紙 3 非公開会社と公開会社 .....	- 44 -
別紙 4 2021 年国家安全保障・投資法 (NSI 法) .....	- 45 -
別紙 5 外国法人登録 (Register of Overseas Entities : ROE) .....	- 47 -

## はじめに

2024年10月現在、英国に進出している日本企業の本数は928社と、欧州でドイツに次ぐ第2位の多さである（外務省「海外進出日系企業拠点数調査（令和5年10月1日）」）。また、英国における日本企業の常時従業員数は約16万人と欧州で最も多く（経済産業省「第53回海外事業活動基本調査」）、日本企業にとり英国はEU離脱（ブレグジット）を経てなお欧州内で最も重要な経済拠点だと言える。

英国には、日本企業のみならず多くの多国籍企業が存在する。伝統的に高い学力、高度な技術力や国際的なバックグラウンドを持つ人材、確固として透明性が高い法制度、先進的かつ洗練された金融システムなどが、企業の事業基盤を力強く支えている。

本ガイドブックは、英国進出を検討、または既に進出している日本企業の事業活動に有益な情報を提供することを目的としている。

第1章から第3章では、英国で事業拠点を設立する際の手続きや留意点を解説している。

第4章では、事業拠点設立以外の手段による英国での事業展開について、簡潔に紹介している。

第5章では、移民法、雇用法、商法、不動産法などの複数の法分野における事業拠点設立後の義務や留意点をまとめている。

読者が英国における事業拠点設立や事業展開を検討するに際して、このガイドブックがお役に立てば幸いである。

## 1. 英国における事業形態

英国で事業拠点を設立する場合、日本企業が考慮しなければならない点がいくつかある。重要な考慮事項の一つは、英国での事業をどのように構築するかである。日本企業が英国で事業拠点を設立する最も一般的な形態は、非公開有限会社（private limited companies）および英国事業所（UK establishment）である。このガイドブックでは、他の事業形態や構造についても言及するものの、これら二つの形態に焦点を当てる。

英国における会社設立や英国事業所の登記に先立ち、法律上・税務上のアドバイスを受け、最適な手段を選択されることをお勧めしたい。その際に特に重要なものは、税務上の考慮事項、商業上の要件および英国に拠点を置く理由である。

英国では、法人（会社、有限責任パートナーシップなど）、法人ではない形態（個人事業主、パートナーシップなど）、外国企業の英国事業所（「支店」と呼ばれることもある）など、様々な形態で事業を運営することができる。

下表では、会社およびその他を組織別に整理した。次項では、事業形態の種類と構造について、比較を通じてさらに詳しく説明する。

表 1 英国における事業形態の概観

形態	名称	
会社	有限会社	limited company
	- 株式有限会社	limited by shares
	- 保証有限会社	limited by guarantee
	無限会社	unlimited company
	非公開会社	private company
	公開会社	public company
会社以外の 事業組織	英国事業所（注）	UK establishment
	個人事業主	sole trader
	パートナーシップ	partnership
	有限責任パートナーシップ	limited liability partnership (LLP)

（注）英国における外国企業の事業所（a place of business）（法人税の取引要件を満たさない事業所である「駐在員事務所」と言われることもある）または支店（branch）<sup>1</sup>

<sup>1</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/overseas-companies-in-the-uk-registration-filing-and-disclosure-obligations/overseas-companies-registered-in-the-uk>

## (1) 有限会社 (limited company) と無限会社 (unlimited company)

会社は、構成員の責任が限定されているか否かにより、二種類に分けられる。

有限会社には、株式による有限責任と保証による有限責任の二種類があり、責任限定の方式によって区別される。

無限会社であることは極めて異例である。

保証有限会社は、商事会社では珍しく、商事会社以外の団体や慈善団体に使用されることが多い。商事会社の大半は株式有限会社である。

株式有限会社 (limited by shares)	会社の構成員の責任が、保有する株式の未払金額に制限される会社 例えば、株式の額面価格が1ポンドの場合には、構成員の責任はその1ポンドを支払うことに限定され、これは通常、株式が発行されたときに行われる
保証有限会社 (limited by guarantee)	会社の構成員の責任が、会社の清算時に構成員が会社の資産に拠出することを約束（または「保証」）した金額に制限される会社 例えば、会社の定款に、各構成員は会社の清算時に1ポンド拠出するものと定めている場合がある
無限会社 (unlimited company)	会社の構成員の責任に制限がない会社

## (2) 非公開会社 (private company) と公開会社 (public company)

会社は、有限会社と無限会社の区別に加えて、さらに非公開会社と公開会社に分けることができる。

日本企業が最も多く設立している形態が「非公開会社」であることから、「公開会社」についてはこのガイドブックでは詳細には説明しない。しかし、この二つの有限会社のうち、どちらの形態が適切かを判断できるように、非公開会社と公開会社の違いを「別紙3」に簡単にまとめた。

### (3) その他の事業形態

英国で事業を行うには、その他にも様々な形態がある。

個人事業主 (sole trader <sup>2</sup> )	個人事業を営む者
パートナーシップ (partnership <sup>3</sup> )	<ul style="list-style-type: none"><li>- 個人およびそのパートナー (複数可) が、その事業で生じた損失など、その事業に対する個人的な責任を負うもの</li><li>- パートナーは事業の利益を共有し、各パートナーは自分の取り分に対する税金を支払う</li><li>- パートナーは、各自が合意した割合で事業の損失を分担するが、総計では無限責任となる</li></ul>
有限責任パートナーシップ (LLP <sup>4</sup> )	<ul style="list-style-type: none"><li>- 2 名以上 (個人・法人いずれも可) が事業を行うもの</li><li>- 会社と同様に、パートナーとは別の法人格を持つ</li><li>- 各パートナーは、利益の自分の取り分に対する税金を支払うが (上記パートナーシップと同様)、有限責任パートナーシップが支払えない債務に対して個人的な責任を負わない (有限会社と同様)</li><li>- 弁護士や会計士など専門職のパートナーシップが一般的</li></ul>

<sup>2</sup> <https://www.gov.uk/set-up-sole-trader>

<sup>3</sup> <https://www.gov.uk/set-up-business-partnership>

<sup>4</sup> <https://www.gov.uk/guidance/set-up-and-run-a-limited-liability-partnership-llp>

## 2. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の概要

表 2 では、非公開有限会社および英国事業所の概要を比較した。なお、本表の例示では「現地法人」、「英国事業所」の名称を使用している。

表 2 概要比較

	非公開有限会社	英国事業所
適用法令	2006 年会社法 (Companies Act 2006 (c 46))	2009 年外国企業規則 (Overseas Companies Regulations 2009)
例示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">親会社 A 社 (日本)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別法人である現地法人 B 社 (英国)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">親会社 C 社 (日本)</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">親会社 C 社の英国事業所 (英国)</div>

非公開有限会社および英国事業所のメリット・留意点など、両者に関する詳細情報を以下に記載する。

### (1) 非公開有限会社 (private limited companies)

#### 1) 概要

英国に所在する非公開有限会社は、日本の親会社とは別法人であり、英国で事業展開する日本企業が選択する一般的な形態である。「現地法人 (現法)」や「子会社」と呼ばれることも多い。英国事業所と異なる点は、事業所ではなく独立した会社であることである。事業活動を行うことができるため、課税対象となる。

非公開有限会社の所有者は株主である。日本の親会社が現地法人の株式を 100% 所有することが一般的であるが、(従業員持株制度による従業員などの) 少数株主が株式を所有することもある。なお、外国企業が少数株主として英国で事業展開することも可能ではあるが、支配力が弱いため、一般的な手段ではない。



## 2) メリット

- 現地法人は日本の親会社とは別法人のため、親会社が現地法人の債務や負債を負うことがない点
- 契約当事者になることができるため、英国の顧客や取引先からの信頼性が高く、(規制当局の承認など) 第三者の承認、許認可、不動産などの取得がより容易である点
- 法人化することで、英国での拠点確立に向けたコミットメントを示すことができる点
- 迅速な設立が可能で、設立コストもかからない点
- 日本に居住する取締役を任命することができる点
- 日本の親会社ではなく、英国の現地法人に関する財務情報や(取締役に関する情報など) その他の詳細を提出するため、公開が必要な親会社に関する情報は少ない点

## 3) 留意点

- ガバナンスの観点から、取締役会の設置や、取締役会および株主総会の開催が必要となる点
- 取締役が、英国の取締役に適用される法的義務を負う点
- 現地法人が、決算書の作成、売上高<sup>5</sup>によっては決算書の監査、その他の届け出義務などの様々な法的義務を負う点
- 事業の性質により、税務申告書や規制に関する開示など、その他に必要な開示があり得る点

## (2) 英国事業所 (UK establishment)

### 1) 概要

英国事業所は、英国の非公開有限会社ではなく、日本の親会社と同一法人となる。恒久的施設 (Permanent Establishment (PE)) としてみなされる場合は課税対象となるが、駐在員事務所の場合は一部の例外を除き課税対象とはならない。英国事業所の設立登記には、まず英国での物理的な拠点を確立する必要がある。物理的な拠点が確立されたら、1カ月以内にカンパニーズ・ハウス (Companies House) に登記しなければならない。なお、物理的な拠点を確立する前に、政府から許可を得る必要はない。

---

<sup>5</sup> <https://www.gov.uk/audit-exemptions-for-private-limited-companies>

駐在員事務所とは、法律用語ではなく、外国企業の英国における物理的な拠点に関連するものである。支店のような正式な拠点ではないが、カンパニーズ・ハウスに登録される。一般的に、駐在員事務所とは、その事務所自体が取引を行っているのではなく、マーケティングや取引準備を行っている場合などに使用される。物理的な拠点が駐在員事務所なのか実際に英国における課税対象となる拠点であるのかについては、ケースバイケースで具体的な税務アドバイスを受ける必要がある。

## 2) メリット

- 容易に法人化することができる点
- 開所、閉所が容易である点
- 非公開有限会社に比べてガバナンスの義務が少なく、管理コストも低く抑えられる可能性がある点
- 英国事業所の決算書の作成や監査が不要である点（ただし、後述する通り、日本の親会社の決算書は提出する必要がある点に留意）
- コストやコミットメントの低さから、より簡易な形態で英国市場に参入することができる点

## 3) 留意点

- 英国事業所は日本の親会社と同一法人であるため、親会社が英国事業所の負債や義務を含む責任を負うことになる点（英国事業所は有限責任の地位にはない）
- （契約当事者となりうる）日本の親会社の契約書の準拠法が（親会社の国の法律である）日本法である場合、英国の顧客は取引に消極的になる可能性がある点。また、英国の第三者が日本の法人形態に馴染みがない場合には、英国事業所との取引に消極的になる可能性がある点。これは、特に英国の資産が限られている場合で、融資を受ける際に問題となる可能性がある。
- 英国の会計、規制、税務の要件を満たす必要がある点。日本の親会社の決算書を毎年カンパニーズ・ハウスに提出する必要がある。提出された決算書は一般に公開される。決算書は、英国事業所だけでなく、英国事業所を含む日本の親会社全体に関するものでなければならない。
- 英国事業所が本社から実質的に独立していない場合、本社による意思決定が行われ、その結果、意思決定に遅れが生じる可能性がある点

### 3. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の詳細

表 3 では、非公開有限会社および英国事業所の詳細を比較した。

表 3 詳細比較

項目	非公開有限会社	英国事業所
設立登記	- 24 時間以内（オンライン） - 8～10 日（郵送） （ただし、登記文書提出時の処理時間により異なる場合あり） - 即日（即日登記）	通常は 2 週間～1 カ月 （ただし、登記文書提出時の処理時間により異なる場合あり）
登記費用	- £50（オンライン） - £71（郵送） - £78（即日）	- £71（郵送のみ）
登記に必要な文書	- 基本定款 - 通常定款 - IN01 フォーム	- 外国企業（親会社）の定款の認証コピー・その認証英文翻訳 - 外国企業（親会社）の最新の決算書の認証コピー・その認証英文翻訳 - OS IN01 フォーム
株主	1 名以上	日本の親会社の株主
取締役	1 名以上	日本の親会社の取締役
会社秘書役	不要	不要
株主総会	・一定の状況下で必要 （一定数の株主から請求された場合など） ・それ以外の場合、会社の通常定款に別段の定めがない限り、法令上、開催は義務づけられていない	不要
負債	現地法人（英国）が計上	日本の親会社が計上
決算書	現地法人（英国）の決算書を準備・提出	日本の親会社の決算書を提出
英国の法定会計監査	監査閾値以上は対象	対象外

表 3 の続き

項目	非公開有限会社	英国事業所
法人課税	現地法人（英国）の全世界の利益に対する課税	<ul style="list-style-type: none"><li>- 英国内の支店に対してのみ課税／恒久的施設（PE）に係る英国の支店が帰属する親会社の利益に対する課税</li><li>- 日本の親会社は英国に課税対象の拠点がないため、英国法人税は支払い不要（ただし、日本の親会社が英国で収入を得た場合、その収入に対して英国所得税の支払いが必要となる場合あり）</li></ul>

## (1) 非公開有限会社 (private limited companies)

### 1) 設立手続き

非公開有限会社の設立手続きは以下の通りであり、それぞれの詳細は次項に記載されている。

[1] 商号の決定	ルール <sup>6</sup> に即して商号を決定
[2] 取締役 (director) ・ 会社秘書役 (company secretary) の選任	・ 1 名以上の取締役が必要 ・ 会社秘書役は必須ではない
[3] 株主、重要な支配権を持つ人物 (People with significant control (PSC)) の特定	・ 株主の特定 ・ 議決権の 25% を有する会社を所有 または支配する者 (PSC) の特定
[4] 文書の準備	・ 基本定款 (memorandum of association) ・ 通常定款 (articles of association) ・ IN01 フォーム
[5] 会社登記	・ 公式住所の登録 ・ SIC コードの選択 ・ カンパニーズ・ハウスでの登記 ・ 法人税の登録

#### [1] 商号の決定

非公開有限会社を設立する場合は、以下のルールに従って商号を決定しなければならない。

- ・ 原則、他社が既に登記している商号ではないこと
- ・ 通常、商号の末尾は「Limited」または「Ltd」のいずれかであること
- ・ 不快感を与える商号ではないこと
- ・ (許可を得ていない限り)「センシティブ」な言葉や表現を含んでおらず、また政府や地方自治体との関係を示唆するような商号ではないこと

<sup>6</sup> <https://www.gov.uk/limited-company-formation/choose-company-name?step-by-step-nav=37e4c035-b25c-4289-b85c-c6d36d11a763>

予定している商号を使用した場合に、商標権の侵害や詐称通用（パッシング・オフ）のリスクがないことを確認するために、検索を行う必要がある。

予定している商号が他の商号や商標に酷似している場合、商号を登記ができない、あるいは商標権の侵害にあたる可能性がある。商標については、登録済みのものと未登録のもの両方を調査する必要があり、特に既存の商号や商標に類似する懸念がある場合には、この段階で法的アドバイスを受けることを推奨したい。

商号チェック

<https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/company-name-availability>

商標チェック

<https://www.gov.uk/search-for-trademark>

原則、他社の商号と同じ商号は登記することはできない。ただし、既存の会社と同じグループに属し、かつ、その会社から同一の商号の使用に異議がないことを確認する書面による許可を得ている場合には、その商号を登記することができる。

ルールの詳細は政府のウェブサイト（脚注 6）を参照されたい。

## **[2] 取締役 (director) ・ 会社秘書役 (company secretary) の選任**

### **取締役**

非公開有限会社には、1 名以上の取締役が必要である。取締役は 16 歳以上の個人でなければならない、取締役としての資格を喪失していないことが必要である。取締役は英国に居住している必要はないが、会社は英国に登録上の事務所がなければならない。各取締役の氏名および個人情報、カンパニーズ・ハウスで公開される。なお、取締役は、会社の登記上の事務所所在地を公開住所として使用することもできる。

### **会社秘書役**

会社秘書役は、特定の帳簿や登録簿の管理、株式譲渡に関する作業、カンパニーズ・ハウスへの情報提出、株主総会や取締役会に関する事務処理、会社の法定帳簿に関する要求への対応など、一定の職務に対する責任を負う。

非公開有限会社には会社秘書役は必要ないが、希望する場合には任命することができる。なお、公開有限会社には 1 名以上の会社秘書役が必要である。

会社秘書役を設置していない場合、取締役は、会社秘書役が担う職務に対する責任を負う。

コラム カンパニーズ・ハウス (Companies House) <sup>7</sup>

会社概要、役員情報、決算書などは、カンパニーズ・ハウスに登録され、オンラインで公開される。

カンパニーズ・ハウスは、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy & Industrial Strategy) が所管する行政機関であり、ロンドン、カーディフ、エディンバラ、ベルファストに事務所がある。

上場・非上場を問わず、会社に関する多くの情報を、カンパニーズ・ハウスに登録しなければならない。

### [3] 株主の特定

ほとんどの有限会社は「株式会社」であり、一定の権利を持つ株主が会社を所有している。株主には、会社清算時に未払いの株式引受代金を支払う義務がある。

(ただし、ほとんどの株式は全額払い込みで発行されるため、通常はそれ以上の金額を支払う必要はない。)

非公開有限会社には 1 名以上の株主が必要であり、その株主は取締役になることもできる。株主数に上限はない。日本の会社が英国の有限会社の単独株主となることも可能であり、これが一般的である。

会社登記の際には、以下の内容を含む「資本金計算書 (statement of capital)」を提供する必要がある。

- 会社が保有する各種株式の数および総額
- 株主全員の氏名および住所
- 以下の「所定事項 (prescribed particulars)」
  - 各種類の株式 (「種類 (class)」) が株主に与える権利の内容
  - 配当金の取り分
  - 株式を会社に売却 (「償還 (redeem)」) して金銭を得ることの可否
  - 会社の特定事項に関する投票の可否
  - 議決権の数

個々の株式価格は任意である。株主は、会社の清算時に、まだ払い込まれていない範囲で、その株式の引受代金の全額を支払う必要がある。株主の責任を合理的な金額に抑えるために、株式額面金額を低く (例えば 1 ポンドや 0.01 ポンド) 設定すること

<sup>7</sup> <https://www.gov.uk/government/organisations/companies-house>

もできる<sup>8</sup>。株式額面金額は発行価格より低い金額でもよく、例えば 1 ポンドの株式を 100 ポンドで発行することもできる。

#### **[4] 重要な支配権を持つ人物 (People with significant control (PSC)) の特定**

重要な支配権を持つ人物 (PSC) とは、会社を所有または支配する者をいう。会社は、PSC を特定し、会社設立時(および会社の存続期間中)に詳細を PSC 名簿に記録し、PSC に関する特定の情報をカンパニーズ・ハウスに通知しなければならない。PSC が特定できない場合や存在しない場合にも、カンパニーズ・ハウスに通知する必要がある。

PSC は、1 つ以上の条件を満たしていなければならないが、登記簿にはどの条件を満たしているかが記載されていなければならない<sup>9</sup>。一般的に PSC は、会社の株式の 25%以上、会社の議決権の 25%以上、または取締役会の過半数を選任または解任する権利を保有する者である。PSC は複数存在する場合もある。例えば、発行済み株式資本の 30%と 70%をそれぞれ保有する株主がいる場合、それぞれが 25%以上の株式を保有しているため、両者が PSC となる。

日本の親会社など、支配株主が個人ではない場合、その株主は関連法人 (Relevant Legal Entity (RLE) <sup>10</sup>) と呼ばれる。

#### **[5] 文書の準備**

設立登記の際に必要な文書は以下の通り。

- 基本定款 (memorandum of association)  
会社設立に同意した最初の株主全員が署名した法的声明文書
- 通常定款 (articles of association)  
株主が合意した会社運営に関する規則書

#### **基本定款 (memorandum of association)**

基本定款は、2006 年会社法第 8 条に規定されており、引受人 (subscriber) が「2006 年会社法に基づき会社設立を希望すること」および「会社の株主となり、株式会社の場合には各人が 1 株以上取得することに同意すること」を記載したもの

---

<sup>8</sup> <https://www.gov.uk/limited-company-formation/shareholders>

<sup>9</sup> <https://www.gov.uk/guidance/people-with-significant-control-pscs>  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/621568/170622\\_NON-STAT\\_Summary\\_Guidance\\_4MLD\\_Final.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/621568/170622_NON-STAT_Summary_Guidance_4MLD_Final.pdf)

<sup>10</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/part/21A>



である。基本定款は所定の形式で作成し、各引受人の認証を受けなければならない。

### 通常定款 (articles of association)

通常定款には、株主総会や取締役会の開催、取締役の選解任など、会社の規則が規定されている。会社は、連続した番号が段落ごとに付されて 1 つの文書にまとまっている通常定款を登記しなければならない。

通常定款のオプションは以下の通り。

- 「別紙 2」に記載する「モデル定款 (model articles)」を使用、または
- 自社で定款を作成し、会社設立時（または会社設立後にそのような定款を採用した時）にアップロードまたは送付

## [6] 会社登記

有限会社の設立は、ほとんどの場合は非常に簡単な手続きで、迅速に完了することができる。会社設立の手続きの流れは以下の通り。

### 登記上の事務所所在地

有限会社の設立時には、登記上の事務所所在地を提供する必要があり、この住所がすべての書簡の送付先となる。住所は、英国内の物理的な住所でなければならない。会社が登記された地域と同じ地域でなければならない。すなわち、イングランドおよびウェールズの会社の登記上の住所は、イングランドまたはウェールズになければならない。スコットランドや北アイルランドなどの他の地域にあってはならない。公式住所はオンライン登録により一般に公開される。

### SIC コードの選択

経済活動の標準産業分類 (standard industrial classification (SIC)) コードとは、会社の主な事業活動を表すために用いられるものである。会社設立時に SIC コードを提供しなければならない。SIC コードのリストは、カンパニーズ・ハウスのウェブサイト<sup>11</sup>に掲載されている。

---

<sup>11</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/standard-industrial-classification-of-economic-activities-sic/step-by-step-nav=37e4c035-b25c-4289-b85c-c6d36d11a763>

## カンパニーズ・ハウスでの会社登記・法人税の登録

### オンライン登記

カンパニーズ・ハウスへの会社登記はオンラインで行うことができる。商号に「limited」を使用しない場合は、郵送で登記しなければならない。法人税の登録も同時に行うが、これは別途行うこともできる。

オンライン登記は以下のページから行うことができる。

<https://www.tax.service.gov.uk/register-your-company/setting-up-new-limited-company? ga=2.112976259.686196130.1635528296-1870413184.1635528296>

### カンパニーズ・ハウスへのその他の登記方法

以下の方法による登記も可能である。

- 郵送（「別紙 2」に記載する IN01 フォームを使用、郵送先は同フォーム内に記載あり）
- 代理人の使用
- 第三者のソフトウェアの使用

法人税の登録は、事業開始後 3 カ月以内に行う必要がある。

### 会社設立証書 (certificate of incorporation)

会社番号と設立日が記載された「会社設立証書 (certificate of incorporation)」が発行される。これにより、会社が合法的に存在することを確認できる。

## 2) 所要時間および費用<sup>12</sup>

2024 年 10 月現在、非公開有限会社の登記にかかる時間および費用は以下の通り。

手段	所要時間	費用	支払い方法
オンライン	24 時間以内	£50	デビットカードまたはクレジットカード
オンライン	当日中	£78	デビットカードまたはクレジットカード
郵送	8~10 日	£71	小切手

<sup>12</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/register-a-private-or-public-company-in01>  
<https://www.gov.uk/limited-company-formation/register-your-company>

### 3) 会計・税務

#### 会計基準日 (accounting reference date (ARD))

- 会計基準日は、非公開有限会社を設立した月の1年後の同月末日に自動的に設定される
- 会計基準日は、カンパニーズ・ハウスに変更届を提出することで変更できる (ただし、法定決算書の提出期限前に行わなければならない)
- 会計基準日は、会計基準期間の開始日から18カ月を超えて延長することはできない (会社が管財人の管理下におかれている場合は除く)

#### 決算書

会計年度終了後9カ月以内に、カンパニーズ・ハウスに決算書を提出しなければならない。

#### 法定会計監査

会社の年次決算書が監査閾値 (脚注 5 参照) を超える場合には、英国で法定会計監査を受けなければならない。

## (2) 英国事業所 (UK establishment)

### 1) 設立手続き

英国事業所の設立手続きは以下の通りであり、それぞれの詳細は次項の通り。

[1] 登記の要否の確認	英国事業所の登記が必要かどうかの判断
[2] 文書の準備	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国企業（親会社）の定款の認証コピー・その認証英文翻訳</li><li>・外国企業（親会社）の最新の決算書の認証コピー・その認証英文翻訳</li><li>・OS IN01 フォーム</li></ul>
[3] 英国事業所の登記	カンパニーズ・ハウスに対する文書・OS IN01 フォームの提出および支払い

#### [1] 登記の要否の確認

##### 登記が必要な英国事業所

英国に物理的な拠点を設けている外国企業は、物理的な拠点が確立されてから1カ月以内に英国事業所の登記が必要となる。

物理的な拠点が無い場合、例えば、独立した代理人が英国の会社を代理して事業を行う場合は、登記は不要である。

パートナーシップ、有限パートナーシップ、法人格を持たない団体、政府機関など、その他の種類の海外の営利団体は、外国企業として英国で登記することができない。

#### [2] 文書の準備

英国事業所の登記に必要な文書は以下の通り。

- 記載済みの OS IN01 フォーム（「別紙 2」参照）
  - 申請料
  - 会社の規定文書（基本定款や通常定款など）の認証コピー
  - 親会社の国の法律（以下「本国法」という）に基づき決算書の作成、提出が義務付けられている外国企業については、会社の最新の決算書のコピー（※）
  - 本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられる外国企業については、英国事業所の開設日時点で開示されていた最新の決算書のコピー（※）
- （※）文書が英語以外の言語で書かれている場合は、認証英文翻訳を添付する必要あり

### 認証コピー（certified copy）

会社秘書役または取締役、常任代表者、管理者、管財人、管理管財人、または清算人により、原本の真正なコピーであると証明されたコピー。

### 認証翻訳（certified translation）

会社秘書役または取締役、常任代表者、管理者、管財人、管理管財人、清算人または司法関係者により、真実かつ正確な翻訳であると認証および署名された翻訳。

### 決算書

本国法に基づき決算書の作成、提出が義務付けられている会社は、最新の開示済み決算書のコピーおよび OS IN01 フォームを提出しなければならない。

### 会社および英国事業所の商号

英国事業所を登記する際、日本で登記されている親会社の商号も別の商号も使用することができる。外国企業の商号を登記する際にも、10 ページ<sup>[1]</sup> 商号の決定に記載の注意事項が適用される。

## 2) 所要時間および費用<sup>13</sup>

2024 年 10 月現在、英国事業所の登記にかかる時間および費用は以下の通り。

<sup>13</sup> <https://www.gov.uk/register-as-an-overseas-company>  
<https://www.gov.uk/government/publications/companies-house-fees/companies-house-fees#os-inc>

手段	所要時間	費用	支払い方法
郵送	通常は1～2週間 (ただし、登記書類提出時の処理時間による)	£71	小切手

### 3) 会計・税務

- 英国事業所の損益は外国企業（親会社）が計上
- 会計・税務は外国企業（親会社）が対応
- 原則、英国事業所は、法定会計監査の対象外

#### 4. 拠点設立以外の手段による英国における事業展開

英国で事業展開するには、拠点設立以外にもいくつか手段があるため、本章で簡単に説明する。

##### (1) M&A

英国で最も一般的な事業展開の手段は M&A である。M&A とは、2 社以上の会社が 1 社になる合併 (Merger) と、会社が対象会社の株式、事業、資産などを取得する買収 (Acquisitions) のことである。M&A は買収が圧倒的に多い。

別紙 4 に挙げた 2021 年国家安全保障・投資法 (National Security and Investment Act 2021 (NSI Act)) の各規定に留意されたい。17 のセンシティブ分野における会社の買収を計画している場合、買収完了前に政府から承認を受けなければならない。なお、英国外にある適格会社 (および適格資産) であっても、英国とのつながりがあれば、同法の適用を受ける可能性がある。

	買主	売主
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>- 新規事業立ち上げの時間短縮</li><li>- 対象会社の市場シェアと顧客の獲得</li><li>- 事業の多角化や規模拡大</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>- 売却による金銭の取得</li><li>- 不要な会社・事業の売却</li><li>- 後継者問題の解決</li><li>- 従業員や取引先の保護</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>- 多額の初期コストがかかる可能性あり</li><li>- 想定外の債務やその他の負債を負う可能性あり (特にデューデリジェンスが不十分な場合)</li><li>- M&amp;A 後の統合プロセスがうまくいかず、期待した効果が得られない可能性あり</li><li>- 適切な許認可を取得できない場合に、事業を引き継ぐことができない可能性あり</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>- 適切な買主が見つからない、または上場企業の場合には敵対的買収の対象となる可能性あり</li><li>- 期待したほどの価値を実現できず、従業員を動揺させる可能性あり</li><li>- M&amp;A 後の統合プロセスがうまくいかず、期待した効果が得られない可能性あり</li></ul>

## (2) ジョイント・ベンチャー（合弁事業）

ジョイント・ベンチャー（合弁事業）とは、2社以上の会社が特定の目的や共通利益のために、共同で投資する事業のことをいう。出資比率は、ジョイント・ベンチャーへの経営関与の度合いや出資レベルに応じて決まることが一般的である。事業の成功の不確実性が高い新規事業や、競争の激しい成熟した事業で使用されることが多い。

第1章で紹介した「パートナーシップ」や「有限責任パートナーシップ」もジョイント・ベンチャーである。

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>- 事業が失敗した場合のコスト・リスクの分散</li><li>- パートナー会社の技術・知識・ノウハウの吸収</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>- 事業が成功した場合の利益は分配</li><li>- 事業の経営や運営上の問題への対処が容易ではない</li><li>- 技術・知識・ノウハウが流出するリスク</li></ul>

## (3) 代理人（Agent）の使用

代理人とは、本人の代理として、交渉や契約締結を行う権限をもつ第三者である。本人と代理人の間には直接的な雇用関係はなく、代理人契約や業務委託契約を締結することが一般的である。

英国では、商業代理人に適用される条項がある。最も重要なものは、契約の終了および代理人業務の終了に伴い代理人に支払う補償に関する条項である。補償金額の計算方法はいくつかあり、通常は代理人にとっては有利で本人にとっては高額となることが多いため、代理人選任の際には補償条項を定めておくことが不可欠である。

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>- 代理人を通じて英国で事業を行う場合には、カンパニーズ・ハウスへの登記が不要</li><li>- 事業の立ち上げに必要な時間短縮</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>- 代理人の質により会社の業績が左右されやすい</li><li>- 自社に技術・知識・ノウハウが蓄積されない</li><li>- 契約終了時に生じる可能性のあるコスト</li></ul>



## 5. その他

### (1) イミグレーション

#### UK Expansion Worker ビザ<sup>14</sup> (Sole representative ビザの代替ルート)

英国で新たに 100%子会社または英国事業所を設立することが決定した適格な日本企業は、UK Expansion Worker スポンサーライセンスを申請することができる。ライセンスが承認された場合、日本企業からの労働者の UK Expansion Worker ビザ申請に際し、一時的なスポンサーとなるために使用することができる。英国内に当該ライセンスについての責任者となる適当な定住労働者がいない場合、外国企業から最初に派遣される外国人従業員は、UK Expansion Worker ビザの最初の申請者として特定され、ライセンス申請の際に責任者として記名することを求められる。その後に渡英する従業員は、例外の適用がない限り、最大 4 名まで UK Expansion Worker ビザを申請することができる。

UK Expansion Worker ビザでは、最初は英国の会社を設立し、事業を開始するための 12 カ月間のみ英国内に滞在できる。必要な場合には、さらに 12 カ月間の延長が認められる場合もある。設立した英国の会社が事業を開始し、必要な補助書類を整えた後、UK Expansion Worker ライセンスに、Senior or Specialist Worker と技能労働者 (Skilled Worker) カテゴリーの追加を申請できる。この申請が認められれば、会社は、より長期間にわたり従業員のスポンサーとなることができる。

#### Senior or Specialist Worker ビザ, Skilled Worker ビザ

Senior or Specialist Worker カテゴリーでは、日本企業から英国に転勤する外国人労働者が、該当する専門職に就いて経験や知識を共有することを認めるもので、最低給与要件やその他のビザ要件が満たされていることが申請の条件となる。このビザでは、労働者は 6 年間のうち最長 5 年間 (高額所得者 (年間£73,900 以上) に該当すれば最長 9 年間) 英国に滞在することができる。Senior or Specialist Worker ビザは、扶養家族の申請も可能だが、永住権 (Permanent Residence) を申請することはできない。

技能労働者 (Skilled Worker) ルートでは、英国企業は、最低給与や英語力など他要件を満たす者を、英国内で特定の対象技能職に就くために新規雇用する従業員としてスポンサーすることができる。技能労働者 (Skilled Worker) ビザ保有者は英国に 5 年間滞在した後、他の条件を満たすことにより、英国での永住権を申請することができる。扶

---

<sup>14</sup> <https://www.gov.uk/uk-expansion-worker-visa>

養家族も同様に 5 年間の滞在後、他の要件を満たすことで、永住権を申請できる。

## UK Expansion Worker スポンサーライセンス

UK Expansion Worker スポンサーライセンスを申請するには、外国企業は以下の証拠を提出する必要がある。

- 英国外での取引実績。例外の適用が無い限り、通常は最低 3 年間。英国と日本の包括的経済連携協定に基づいて取引を行っている日本企業については例外が適用され、12 カ月の取引実績。この例外においては、日本企業は海外で「真正な取引」を行っていること、英国に事業を拡大する「信頼できる」計画があることを示す必要がある。また通常では最大 5 名までビザを申請できるところ、例外適用の場合 1 名しかスポンサーになれないという制限がある。
- 英国事業所または 100%子会社の登記によって英国法人が実態を有するか、もしくは英国で事業所を有すること。ただし、英国での事業は開始してはならない。
- 英国外での事業上の活動の説明を含み、かつ、英国への事業拡張の信頼性のある、資金調達可能な計画があることを実証する詳細な事業計画を有すること。
- スポンサーライセンスを管理する責任を負う役職者 (Key Personnel) を任命したこと。
- スポンサーライセンスに付随する義務を果たすためのシステムを有すること。
- Skilled RQF Level 6 に該当する職務明細書および、48,500 ポンド またはそれ以上 (関連する職業コードの Going Rate がより高い場合) の給与パッケージ。

UK Expansion Worker スポンサーライセンス	審査期間および費用
ライセンス承認決定	8 週間 (追加情報の提出依頼がない場合。提出依頼があった場合は、承認までにさらに 8 週間)
費用	小規模会社: £536 中/大規模会社: £1,476

以下のうち、少なくとも 2 つに該当する場合は通常、小規模会社スポンサーとなる。

- 年間売上が 1,020 万ポンド以下
- 総資産が 510 万ポンド以下
- 従業員数が 50 人以下

## UK Expansion Worker ビザの申請

UK Expansion Worker ビザへの申請者は、以下の条件を満たさなければならない。

- 18 歳以上。
- 現在、英国のスポンサー企業と関連する（オーナーまたは支配権者が共通の）外国企業で就労していること。
- 当該外国企業での就労期間が通算で 12 カ月以上であること（例外が適用される場合を除く）。
- UK Expansion Worker スポンサーライセンスの承認を受けた後のスポンサー企業から、スポンサー証明書（Certificate of Sponsorship : CoS）を交付されていること。
- 英国で就く職が真正であること。
- 英国での職と、スポンサーシップを受ける対象となる役割に必要な技術と経験を備えていること。
- 財政要件を満たすために十分な額の個人資産を有していること。

申請開始可能日	渡航の 3 カ月前
ビザ発給までの所要期間	3 週間以内
ビザ申請費用	£298

### 就労権（right to work）の確認<sup>15</sup>

英国における雇用主は、英国籍者を含むあらゆる国籍の者について、遅くとも勤務開始日の朝までに、従業員全員の就労権（right to work）の確認を行う法的義務を負う。

---

<sup>15</sup> <https://www.gov.uk/check-job-applicant-right-to-work>

## (2) 雇用に関する留意点

### 会社設立時の実務上の留意点

- 従業員へ給与を支払うことや、所得税、国民保険料、年金保険料など給与から必要な控除をすることは、会社の責任である。会社は、必要に応じて外部の給与サービスプロバイダーにサポートを依頼することもできる。給与記録は慎重に管理する必要がある<sup>16</sup>。
- 合理的に実行可能な限り、雇用主は就業中の従業員の安全衛生を保護しなければならない（雇用主が個人か法人か、または英国企業か外国企業かに関わらず、英国で働く労働者は安全衛生上の保護を受ける）。物理的環境のリスクアセスメントを実施して、リスクや危険を特定し、適切な応急処置設備（救急箱や応急処置の担当者など）をどのように提供するかや、機械や設備の使用に関する安全性などを確認する必要がある。リスクアセスメントは、会社の安全衛生方針で規定されるべきである（後述の従業員ハンドブックの章を参照）。在宅勤務をしている場合、従業員は、安全に働くための情報が提供され、仕事を行う場所と設備のリスクアセスメントを実施することが求められる<sup>17</sup>。
- 雇用者賠償責任保険に加入しなければならない<sup>18</sup>。業務に関連する活動の結果、事故が発生して従業員が負傷したり病気になったりした場合、従業員は雇用主に対して損害賠償請求することができる。雇用者賠償責任保険は、損害賠償請求があった場合に、訴訟費用や補償費用から会社を保護するものである。
- 2008 年年金法に基づき、英国のすべての雇用主は、特定のスタッフを職場年金制度に加入させ、その制度に拠出しなければならない。これは「自動加入」と呼ばれる<sup>19</sup>。スタッフが 22 歳以上で、英国で働き、最低額（2024 年は年間 1 万ポンド）以上の収入がある場合、スタッフを職場年金制度に加入させる必要がある。年金アドバイザー<sup>20</sup>は、自動加入に適した年金制度を提案することができる。従業員は、希望すれば、加入後に職場年金制度から脱退（オプトアウト）することができる。

---

<sup>16</sup> <https://www.gov.uk/running-payroll>

<sup>17</sup> <https://www.hse.gov.uk/home-working/employer/risk-assessment.htm>

<sup>18</sup> <https://www.gov.uk/employers-liability-insurance>

<sup>19</sup> <https://www.thepensionsregulator.gov.uk/en/employers>

<sup>20</sup> 組織とそのスタッフに適した制度を特定する手助けをする外部の専門家。年金制度も、年金制度を提供するプロバイダーも、様々な種類がある。詳細については、Pensions Regulator の以下ウェブサイト参照。

<https://www.thepensionsregulator.gov.uk/en/employers/new-employers>

<https://www.gov.uk/workplace-pensions-employers>

## 雇用に関する権利

- 英国における雇用関係は、雇用法令と雇用契約書の条件により規定される。
- 主要な労働者保護の一つが、一定期間（2024年時点では2年間）継続して就労した従業員に対する、不公正に解雇されない権利の付与である。この2年間の期間の定めは将来廃止され、代わりに9カ月の法定試用期間が設けられることが見込まれる。試用期間の間は解雇が比較的容易であると想定されるが、詳細はまだわかっていない。
- 2010年平等法が、違法な差別からの個人の保護について規定している。同法は、求職者や求人広告などの会社の採用プロセスに適用される。

## 雇用契約書

- 1996年雇用権利法第1条により、会社は従業員に対し、一定の主要な雇用条件を記載した書面を提供する義務がある。多くの場合、これはセクション1ステートメントと呼ばれる。通常、雇用契約書にセクション1ステートメントに記載すべき条件は全て含まれており、その場合は、別途ステートメントを提供する必要はない。セクション1ステートメントに記載すべき条件のほとんどは、雇用の継続期間に関わらず、雇用開始日以前に提供する必要がある。
- セクション1ステートメントには、以下を記載しなければならない。
  - 雇用主（employer）および従業員（employee）の氏名
  - 雇用開始日
  - 従業員の継続雇用期間の開始日
  - 職位と簡潔な職務内容の説明
  - 賃金や休憩時間など給与の詳細
  - 勤務時間
  - 勤務地
  - 休暇の取得権利、手当、およびその他有給休暇
  - 通知に関する詳細
  - 試用期間に関する詳細
  - 提供される手当
  - 1カ月以上の英国外での就労が必要な場合
  - 有期雇用の場合は雇用の終了日
- 通常はセクション1ステートメントまたは雇用契約書で提供されるが、別の文書で提供することもできる、その他多くの詳細がある。これらには以下に関する条件が含まれる。

- 疾病による就労不能
  - 出産・育児・忌引休暇のような有給休暇
  - 年金
  - 提供されるトレーニング
  - 適用される労働協約
  - 懲戒および苦情処理手続き
- 雇用関係を反映するその他の条項として、例えば以下のようなものを雇用契約書に含めることもできる。
    - ボーナスや歩合制度の詳細
    - 制限条項：元従業員が一定期間、競合他社で働いたり、会社の事業を勧誘したりすることを禁じる条項
    - 機密保持条項：顧客やサプライヤーの情報など、会社の機密情報を保護するための条項
- 雇用契約書の署名入りコピーは、年次休暇記録、疾病・出勤記録、評価文書など、人事や給与に関する情報と同様に、安全に保管する必要がある。

### 従業員ハンドブック

- 従業員ハンドブックの作成が推奨される。従業員ハンドブックには、会社の方針、規則、手続きが規定されており、従業員と会社の両方が雇用関係を管理する際の指針となる。従業員ハンドブックには通常、その内容が契約ではないことが記載されている。これは、従業員の同意を得ずとも会社が必要なときにハンドブックを変更できるようにするために重要である。
- 包括的なハンドブックには 50 以上のポリシーが含まれることがあるが、通常以下のポリシーが含まれる。
  - 懲戒および苦情処理手続きの詳細
  - 内部告発
  - 休日
  - 安全衛生
  - 機会均等と差別防止
  - データ保護
  - 電子メール、インターネット、ソーシャルメディア
  - 柔軟な勤務体制
  - 家族休暇

## 一般データ保護規則 (GDPR)

- データ保護を規定する英国の主な法律は、GDPR を反映した 2018 年データ保護法 (Data Protection Act 2018 (DPA)) である。同法には、個人データの収集、処理、保存、共有に関する権利が含まれている。会社は詳細なデータ保護監査を実施し、従業員、労働者、請負事業者などの個人データをどのように使用するか、または使用する予定であるかを理解し、記録する必要がある。
- その後、従業員に対して、個人データがどのように収集、使用、保存、移転され、安全に保管されるかについての情報を記載したプライバシー通知<sup>21</sup>を発行しなければならない。すべての従業員が署名またはそれに代わる手段でプライバシー通知の内容を承認したことを確認する必要がある。

## 研修の実施

- 従業員や求職者に対する会社の法的義務を認識し、正しい方針と手続きに従うようにするため、会社の方針のさまざまな側面について管理職教育が必要な場合がある。管理職に対する有用な研修としては、以下に関する社内外の研修が考えられる。
  - 苦情処理・懲戒の手続きの管理
  - 差別に関する苦情の発見と対処
  - ハラスメント、特にセクシュアルハラスメントに関する苦情への対処  
(全従業員向けトレーニングと併せて実施)
  - 内部告発への対応
  - 雇用終了時に正しいプロセスに従うことによる不当解雇の回避
  - 部下の病欠の管理
  - 採用プロセスおよび (内定を含む) 入社時の文書管理

---

<sup>21</sup> <https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/guide-to-the-general-data-protection-regulation-gdpr/the-right-to-be-informed/what-privacy-information-should-we-provide/>

### (3) 非公開有限会社および英国事業所設立後の継続的な要件

#### 1) 非公開有限会社の継続的な義務

非公開会社は、設立後は以下のような一定の義務を負う。

- 株主名簿、取締役名簿、PSC 名簿、取締役会議事録、税務・会計記録など、所定の記録の保管
- 取締役や会社秘書役の選解任など、カンパニーズ・ハウスへの変更届出
- カンパニーズ・ハウスへの確認書（会社の所有と経営の年次記録）の提出
- 英国歳入関税庁（HM Revenue and Customs（HMRC））への法人税・VAT 申告書の提出
- 決算書の作成および承認（必要な場合には監査）
- カンパニーズ・ハウスへの決算書の提出

#### 情報開示

すべての会社は、登記上の事務所所在地、検査場所、事業を行う場所に、登記した商号を表示しなければならず、また、すべてのビジネスコミュニケーション（ハードコピーおよび電子ファイル）にも登記した商号を記載する必要がある。

カンパニーズ・ハウスのガイダンスにて、登記した商号を記載しなければならないもの（注文書や請求書など）を確認することができる。また、特定のもの（ビジネスレター、ビジネスメール、ウェブサイトなど）には特定情報（登記上の事務所所在地や会社の登記番号など）を記載しなければならないなど、詳細な規則が定められている。詳細はウェブサイト<sup>22</sup>を参照されたい。

#### 取締役の義務

取締役は、以下のような義務と責任を負う。

- 定款に規定された会社規則の遵守
- （取締役名簿などの）法定記録の保管
- 取締役とその個人情報、登記上の事務所所在地、株式の割当、抵当権の登録、会社のPSCの詳細などが変更した場合のカンパニーズ・ハウスへの報告
- 決算書、確認書、法人税申告書の提出
- 会社の行う取引で取締役が利害関係を持つ場合には、他の取締役に開示し、取締役会および場合によっては株主の同意を得ること

<sup>22</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/incorporation-and-names/incorporation-and-names#disclosure-of-company-name-and-specified-other-information-trading-disclosures>



- 会社が法人税を支払うことの確認

取締役は、任務懈怠の場合には、制裁金、起訴、取締役の資格剥奪の可能性がある。

## 2) 英国事業所の継続的な義務

英国事業所は、設立後は以下のような一定の義務を負う。

- カンパニーズ・ハウスへの決算書の提出
- カンパニーズ・ハウスへの変更届出
- 一定の条件を満たす場合には、英国歳入関税庁（HMRC）への法人税・VAT 申告書の提出

### 外国企業または英国事業所の変更

外国企業は、外国企業または英国事業所に以下のような一定の変更があった場合には、「別紙 2」に記載するフォームをカンパニーズ・ハウスに提出しなければならない。

- 登記されている親会社の商号または別の商号に関する変更
- 英国事業所に関するあらゆる変更
- 外国企業（親会社）に関するあらゆる変更

また、以下の人物の選任、退任、詳細の変更があった場合にもカンパニーズ・ハウスに報告する必要がある。

- 会社役員
- 英国事業所に関して会社の代表権限を有する者
- 文書の送達を受ける権限を有する者

### 本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられている外国企業

本国法に基づき決算書を作成、監査、開示しなければならない外国企業は、同法に基づき、開示しなければならない日から 3 カ月以内に、以下を含む文書をカンパニーズ・ハウスに提出しなければならない。

- 関連する会計年度の外国企業の決算書
- 取締役の年次報告書
- 決算書に関する監査人の報告書

決算書は、以下の情報を含む OS AA01 フォーム（「別紙 2」参照）とともに提出しなければならない。

- 決算書が作成され、（該当する場合には）監査された法律
- 決算書が一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されているかどうか、作成されている場合にはその会計原則を発行した組織名
- 決算書が会計監査されているかどうか、監査されている場合には一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査されているかどうか、またその監査基準を発行した組織
- 会計監査を受けていない場合、会社が会計監査を受ける必要があるかどうかの確認

### 本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられていない外国企業

本国法に基づき決算書の作成、監査、開示が義務付けられていない外国企業でも、決算書を作成、署名して、カンパニーズ・ハウスに提出しなければならない。カンパニーズ・ハウスは、このような会社に会計基準日を割り当てる。会社が会計基準日を変更するには、「別紙 2」に記載する AA01 フォームを提出する必要がある。会計の内容に関する要件は以下の通り。

- 会計年度（通常 12 カ月）、会計基準期間、会計基準日の計算
  - 個社またはグループの外国企業の決算書は、本国法（ただし、その内容が 2009 年外国企業規則に定める要件を満たす場合）、国際会計基準、または 2009 年外国企業規則に詳述された要件に従って作成されなければならない
  - 決算書は取締役会によって承認され、会社の貸借対照表は取締役会を代表して取締役によって署名されなければならない
  - 取締役は、関連する会計年度期間終了後 13 カ月以内に、決算書をカンパニーズ・ハウスに提出しなければならない
- ただし、その会計基準期間が会社の最初の会計基準期間である場合は例外として、2009 年外国企業規則に規定されたルールが適用される
- なお、信用金庫や金融機関の決算書については異なるルールが適用される点に留意されたい<sup>23</sup>。

### 情報開示

2009 年外国企業規則第 7 章は、外国企業の情報開示について規定している。

---

<sup>23</sup> <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/410/schedule/2>

外国企業は、商号および設立国を以下の場所に表示しなければならない。また、その場所を訪れる人が容易に見ることができるような方法で表示する必要がある。

- 英国内で事業を行うすべての場所
- 会社を代理して文書の送達を受ける権限を有する、英国に居住するすべての人の送達先住所

2009年外国企業規則には、商号を記載しなければならないもの(ライセンス申請書、請求書など)が列記されており、特定のもの(ビジネスレター、ウェブサイトなど)には特定情報(登記上の事務所所在地や会社の登記番号など)を記載しなければならない旨など、情報開示について細かく規定されているため、詳細は同規則第7章<sup>24</sup>を参照されたい。

### 3) その他考慮すべき事項

#### 許認可・登録

英国では、金融サービス、医薬品、酒類販売・飲食業、鉱業、油田開発、電力、ガス、水道、通信、テレビ放送、廃棄物処理、医療・福祉サービス、賭博、食品販売、養鶏場、酪農場、建設など、特定の事業や業種では、許認可や登録が必要である。英国で事業を立ち上げる前に、許認可や登録が必要か事前に確認することが重要である。許認可の取得や登録には時間がかかるものもあるためである。

許認可が必要な場合についての詳細は、以下の政府のウェブサイト参照されたい。

<https://www.gov.uk/licence-finder>

#### 当局監査対応

英国歳入関税庁(HMRC)や内務省(Home office)など、政府の監督官庁は、必要な文書が適切に保管されているかなど、会社が規則を遵守しているかを確認するため、会社を訪問して立入監査を行うことがある。会社が行うべきことを整理して、監査に備えて、年に一度などの定期的な見直しが望ましい。

---

<sup>24</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2009/1801/part/7>

## 銀行口座の開設

英国での銀行口座の開設には、その過程で必要な文書や確認事項があり、時間もかかる。銀行口座の開設は、事業の種類や構造が決まってから手配することを推奨する。

## 2023 年経済犯罪および企業透明性法 (ECCTA)

2023 年経済犯罪および企業透明性法 (The Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023 (ECCTA)) は、英国の会社形態の悪用を防止し経済犯罪に対処するために導入された。この新法令により、カンパニーズ・ハウスへの届出制度の改革や、新たな「詐欺防止の失敗」という犯罪の導入など、様々な変化がもたらされた。

### カンパニーズ・ハウスの届出認証

2024 年 10 月時点で、カンパニーズ・ハウスの届出認証に関する規定の大部分は未施行だが、取締役および PSC の本人確認手続きが強化される予定である。

手続きの方法は、対象者がカンパニーズ・ハウスから直接本人確認を受ける方法、および、カンパニーズ・ハウスの認証を受けたエージェント（認証コーポレートサービスプロバイダー）の確認を受ける方法の 2 種類が予定されている。

### 詐欺防止の失敗

ECCTA により、「詐欺防止の失敗」が新たな法人犯罪として規定された。この罪で有罪判決を受けた会社には上限のない罰金刑が科される可能性がある。

この罪は、従業員や代理人が組織の利益のために特定の詐欺行為を行い、かつ、組織が合理的な詐欺防止措置を講じていなかった場合に適用される。組織の経営陣が詐欺を指示したこと、あるいは知っていたことの立証は求められない。

「詐欺防止の失敗」の罪は業種を問わずに適用されるが、対象となるのは「大規模組織」に限られる（2006 年会社法の定義と同じ。以下参照。）。

※2006 年会社法上の「大規模組織」：前会計年度で以下の要件のうち 2 つ以上を満たす組織。

- (i) 従業員 250 人超
- (ii) 売上高 3,600 万ポンド超
- (iii) 資産 1,800 万ポンド超

政府の発表資料によれば、従業員が英国法に違反して詐欺を行った場合や、英国の個人または法人に対して詐欺を行った場合、雇用主はたとえ英国外に拠点を置いてい

ても訴追される可能性がある」とされている。したがって、「詐欺防止の失敗」の罪は、域外適用の対象となり、外国法人も刑事責任を問われる可能性がある。

### 同一視理論

英国で、企業が刑事責任を問われるケースとして、企業が対象となると明記されている特定の犯罪類型に該当する場合のほかに、「同一視理論」が適用される場合がある。元々の同一視理論に基づいて会社の刑事責任を問うには、企業的意思決定者（通常、事業の全部または実質的全部を支配している者）を特定することが求められていた。しかしながら、ECCTAにより同一視理論の適用範囲は拡大され、シニアマネージャーの役職にある者が、実際のまたは見かけ上の権限の範囲内で関連する犯罪を犯した場合、または犯そうとした場合、（事業に対する支配の有無・程度にかかわらず）当該法人も罪を犯したことになる。

罰則に関しては、有罪判決を受けた個人に対するものに加え、関連する犯罪行為について訴追された企業についても、(1) 有罪判決によって上限のない罰金刑を受ける可能性があるほか、(2) 2023年調達法に基づく公共契約からの排除、および、(3) レピュテーションを毀損するリスクが生じる。

## 現代奴隷法

英国における現代の奴隷制および人身売買に関する法律は、主に2015年現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015 (MSA)）に定められている。MSAは複数の犯罪およびそれに対する刑罰に関する規定を含んでおり、また、特定の営利組織に対して、サプライチェーンの透明性に関する奴隷制および人身売買に関する声明の作成を義務付けている。

### 犯罪

MSAには、3種類の主要な犯罪行為が規定されている。

- 奴隷または隷属
- 強制または義務的労働
- 人身売買および人身売買を意図した犯罪（人身売買の幫助、教唆、助言、斡旋を含む）

違反に対する刑罰は厳しく、終身刑や財産の没収が科せられる可能性がある。

### MSA 声明（現代奴隷法に関する声明）

MSA は、商品またはサービスを供給する営利組織で、英国内でその事業の全部または一部を行っており、いずれかの会計年度における売上が 3,600 万ポンドを超える全てのものに対して、報告義務を課している。

この報告義務は、英国内で事業の一部を行っていれば、英国外の組織に対しても適用される可能性がある。MSA が設定する売上の基準が比較的低いことから、世界中で活動している外国企業であれば、英国内での事業は比較的小規模であったとしても、MSA の報告義務規定の対象となる可能性が高い。

英国内で事業実態がない組織は適用対象ではないが、英国に子会社を持つ外国の親会社は、当該子会社が完全に独立して活動しているのでない限り、報告義務を負う可能性がある。

MSA は、声明に含めるべき内容についての枠組みを規定しており、これには、現代の奴隷制に対する当該組織の方針、当該組織が行った現代の奴隷制に関するデューデリジェンス、当該組織の事業およびサプライチェーンで発生する現代奴隷制のリスクを評価し、管理するために当該組織が行った取り組みの情報が含まれる。

組織のサプライチェーンには、全ての直接および間接的な仕入先（仕入先の仕入先を含む）が含まれている。下請業者や、合弁パートナーも対象となり得る。

声明には、当該組織が現代の奴隷制を防止するために実際に行った取り組みを含める必要がある。これらの取り組みは、リスク評価により、当該組織が直面するとされたリスクとの関係で、適切かつ均衡がとれたものである必要がある。取り組みは、対内的および対外的審査に耐えうるものでなければならない。各組織は、毎年、自分たちの活動を積み上げていく必要がある。

## その他の分野

英国に拠点を置く会社が検討すべきその他の分野や文書には、以下のようなものがある。

- 取引条件・基本契約書
- プライバシー通知、データ保護方針、データ処理契約などのデータ保護文書（必要な場合）
- 商標登録などの知的財産権登録
- ドメインネームの登録
- 株主間契約書
- 機密保持契約書
- 商業契約書
- 税務
- 不動産（事業所の賃貸や購入など）

## (4) 商用不動産の契約に関する留意点

### 1) 権原 (Title Structure)

イングランドおよびウェールズでは、不動産は一般に所有権または賃借権に基づいて保有される。

所有権 (freehold)	賃借権 (leasehold)
<ul style="list-style-type: none"><li>● 建物と土地を完全に所有</li><li>● 変更や開発、全体または一部の賃貸など、不動産に対する完全な管理権</li><li>● 一般に賃借権よりも価値が高く、売却、抵当権設定、賃貸が比較的容易</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 賃料の支払いおよび契約上の義務の履行と引き換えに、合意した期間（商用不動産の場合、一般に5年から15年）、対象建物を所有</li><li>● 建物が建つ土地を所有することはできず、また、多くの場合、建物の構造部分にも権利は及ばない</li><li>● 一般に、建物の内装の修理維持は賃借人の、外装および共用部への付保・維持は賃貸人の義務</li></ul>

英国特有の制度として、商業物件の賃借人が「保護された」商業賃借権を取得できる可能性があることが挙げられる。これは契約満了時点で賃借人が、実質的に従前と同条件（賃料は通常5年ごとの見直しにより増額される可能性がある）での契約更新を求める権利を持つことを意味する。

所有権と賃借権のいずれを取得するかは、購入者の長期的な計画や財務および税務上の考慮事項によって異なる。所有権を取得することで、完全な所有と管理が可能となるのに対して、賃借権は継続的な費用と制限が発生するものの、初期費用を抑えることができる。

### 2) 商業用物件の選定

不動産の選定においては、物件の状態を適切に評価し、運用上または投資上の要件を満たしているかどうか確認することが重要である。必要に応じて修繕や改修の実施も考慮しなければならない。また、物件の将来的な用途・価値に関わる制限や、第三者の権利上または都市計画法上の問題がないかも確認する必要がある。英国法では、買主の危険負担（“*caveat emptor*” or “*buyer beware*”）の原則が適用され、購入を決定する前に買主側がデューディリジェンスを実施する必要がある。もし後になって、適切なデューディリジェンスを実施していれば気付いたであろう不具合

を買主が発見した場合でも、その不具合を理由に買主が契約から離脱することはできない。

### 3) 法的手続とデューディリジェンス

#### 法人が契約当事者となる場合

外国法人を介して不動産を購入する場合、その法人が取引を行うために必要な能力を備えているか確認することが重要である。このため、法人の支払能力、取引を行う法的能力、契約書への署名者の署名権限について、当該法人の本国の法律家による法的意見が求められる場合がある。

また、2022年経済犯罪（透明性および執行）法（Economic Crime (Transparency and Enforcement) Act 2022）では、外国法人が英国の不動産の所有権や7年以上の賃借権を取得または処分しようとする場合、カンパニーズ・ハウスに外国法人登録（ROE）を行うことが義務付けられている。この登録を怠った場合、土地登記所への所有権登録が認められない可能性があるほか、将来的な不動産の処分が制限されたり、経済的な罰則を科されることがある。

ROEについては別紙5を参照されたい。

#### 基本条件（Heads of Terms）

取引の初期段階では、買主と売主、または賃貸人と賃借人の間で、大まかな取引条件（価格、用途、制限、賃借期間など）を検討し、合意する必要がある。これを基本条件（Heads of Terms）という。基本条件は、法的拘束力を持たないが、その後の正式な売買契約交渉の基礎となる。

#### 資金調達

資金調達の遅れは、売買手続の遅延や、資金調達が取引完了条件となっている場合には契約違反事由となる可能性があるため、早い段階から十分検討しておく必要がある。また、抵当権が設定された不動産の売買では、取引完了日までに抵当権の抹消に必要な措置を確実に講じるため、早い段階で融資元と協議しておく必要がある。

#### デューディリジェンス

買主側の弁護士が通常調査する事項は以下の通り。

- 財産の処分への制限や第三者の担保権を含む、当該不動産の権原（Title）
- 都市計画法上の許認可



- 環境評価
- 既存のリース契約の内容
- 質問事項に対する売主からの回答
- 保険、その他リスク

買主側の危険負担の原則に従い、買主は専門調査業者に不動産の構造調査を依頼することができる。取引完了（completion）後は、買主は構造的な瑕疵（隠れた瑕疵を含む）を問題にすることができないため、事前に構造調査を行うことが重要である。英国法において不動産は契約交換（Exchange of Contracts）の日付時点の状態で取り引きされる。つまり、契約交換後、取引完了までの間に当該不動産が滅失または損傷しても、買主は取引を解除することはできない。したがって、契約書の作成にあたっては、契約交換後に不動産に生じた損害に対する保険の設定についても予め定めておくことが望ましい。

## 契約書の作成

通常、売主側が、事前に合意された基本条件をもとに、取引価格や売買条件、取引完了までに満たすべき前提条件などを含む契約書を作成する。この際、買主側が追加情報の開示を求める場合は、これを提供しなければならない。

## 賃貸借または所有権移転証書の起草

新たな賃借権（leasehold）が設定される場合、賃借権の内容を示す証書を作成し、契約書交換（Exchange of Contracts）の際に、契約書（Agreement for Lease）に添付する。

所有権（freehold）または既存の賃借権の譲渡の場合は、譲渡証書（Transfer Deed）と呼ばれる証書を、土地登記所の要件を満たす所定の書式で作成する。

## 契約書交換（Exchange of Contracts）

両当事者が契約条件に合意すると、契約書に署名し、「契約書交換（Exchange of Contracts）」を行う。契約書交換がなされた時点から、当事者は、合意された完了日までに不動産取引を完了する法的義務を負うことになる。取引を完了できなかった場合、義務の履行を怠った当事者は債務不履行責任を負うことになる。

## 所要期間

一般的に、基本条件の合意から契約書交換までには4～6週間を要する。その後、取引完了まで通常さらに4週間を要するが、改築を要するか等の事情によって所要期間は変動する。

## 契約交換後・取引完了前の手続

契約交換後、取引完了までの期間、当事者間で最終的な履行書類を回覧し署名する。同時に、買主側は、契約書交換以降に不動産の権原（Title）に変更がないかを確認し、売主の支払能力の最新情報を入手するため、取引完了前に必要な調査を行う。売主も同様に、買主の支払能力の最新情報を入手することがある。

## 取引完了（Completion）

取引完了日またはその直前に、買主はその弁護士に決済資金を預ける。この資金は完了日に、買主の弁護士から売主の弁護士に送金される。売主側の弁護士が決済金を受け取った後、通常双方の弁護士間で電話または会議が開催され、完了当日の日付で作成された関連書類が買主に交付される。

## 取引完了後

取引完了後、買主が行うべき主な対応事項は、以下の通り。

- 関連する公共サービス会社やビジネスレート関連当局への通知
- 保険の手配（賃借権の場合、通常賃貸人が保険をかける）
- 不動産の使用および占有に関する安全衛生要件（特に、火災安全）を遵守していることの確認
- 印紙税申告書の英国歳入関税庁（HMRC）への提出
- 英国土地登記所（HM Land Registry）への登記申請

## 税務上の考慮事項

商業不動産の購入には土地印紙税が課される。税率は取得価格や賃料によって異なるため、事前に確認する必要がある。

一般的に、商業不動産の売買では付加価値税（VAT）が免除されるが、多くの場合不動産所有者は、VATの免除を放棄し課税取引とすることを選択する。したがって、契約書を取り交わす前に、VATの有無を確認する必要がある。また、フリーポート内やエネルギー効率の高い建物など、特定の種類の不動産は、税制上の優遇措置が適用される場合がある。

## 別紙1 用語集

	英語表記	日本語表記
A	accounts	決算書
	accounting reference date (ARD)	会計基準日
	administrative receiver	管財人
	administrator	管理者
	a place of business	事業所
	articles of association	通常定款
	automatic enrolment	自動加入
B	beneficial owners	受益者
	branch	支店
C	certificate of incorporation	会社設立証書
	certified copy	認証コピー
	certified translation	認証翻訳
	class	種類
	Companies Act 2006 (c 46)	2006 年会社法
	Companies House	カンパニーズ・ハウス
	company secretary	会社秘書役
	Confirmation Statement	年次報告書
	constitutional documents	規定文書
	corporate tax return	法人税申告書
	D	Data Protection Act 2018 (DPA)
Department for Business, Energy & Industrial Strategy		ビジネス・エネルギー・産業戦略省
director		取締役
E	employee	従業員
	Employers' Liability Insurance	雇用主賠償責任保険
	Employment Rights Act 1996	1996 年雇用権利法
	Equality Act 2010	2010 年平等法
H	HM Revenue and Customs (HMRC)	英国歳入関税庁
	Home Office	内務省
J	judicial factor	司法関係者

	英語表記	日本語表記
L	limited by guarantee	保証有限会社
	limited by shares	株式有限会社
	limited company	有限会社
	limited liability partnership (LLP)	有限責任パートナーシップ
	liquidator	清算人
M	memorandum of association	基本定款
	model articles	モデル定款
N	National Crime Agency	国家犯罪対策庁
	National Security and Investment Act 2021 (NSI Act)	2021 年国家安全保障・投資法
O	Overseas Companies Regulations 2009	2009 年外国企業規則
P	partnership	パートナーシップ
	Permanent Establishment (PE)	恒久的施設
	permanent representative	常任代表者
	Pensions Act 2008	2008 年年金法
	prescribed particulars	所定事項
	private company	非公開会社
	public company	公開会社
R	receiver manager	管理管財人
	redeem	償還
	Relevant Legal Entity (RLE)	関連法人
	representative office	駐在員事務所
	right to work	就労権
S	Section 1 statement	セクション 1 ステートメント
	sole trader	個人事業主
	statement of capital	資本金計算書
	subscriber	引受人
U	UK establishment	英国事業所
	undischarged bankrupt	債務未返済の破産者
	unlimited company	無限会社
V	VAT return	VAT 申告書
W	worker	労働者

## 別紙2 関連文書ひな形

非公開有限会社が郵送登記する場合の基本定款のテンプレート

<https://www.gov.uk/government/publications/give-notice-of-subscribers-company-with-share-capital>

非公開有限会社のモデル定款

<https://www.gov.uk/guidance/model-articles-of-association-for-limited-companies>

**OS IN01** (外国企業が英国で拠点を設立する際にカンパニーズ・ハウスに提出する登録フォーム)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/949740/OS\\_IN01-V7.0.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949740/OS_IN01-V7.0.pdf)

**OS AA01** (外国企業の親会社の法律およびその他情報の詳細についてカンパニーズ・ハウスに提出するフォーム)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/957204/OS\\_AA01\\_V6.0..pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/957204/OS_AA01_V6.0..pdf)

**AA01** (英国で登記済の外国企業が、会計基準日を変更する際にカンパニーズ・ハウスに提出するフォーム)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/943763/AA01\\_V5.0.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/943763/AA01_V5.0.pdf)

### 別紙3 非公開会社と公開会社

非公開会社および公開会社は、2006 年会社法第 20 章に規定されている。

項目	非公開会社	公開会社（注）
特徴	市場を通じた資金調達はできないが、公開会社に比べて法定義務が緩い	市場を通じて資金調達ができるが、一般投資家を保護するため、非公開会社に比べて法定義務が厳しい
商号	末尾が Limited または Ltd	末尾が Plc
株式公募	不可	可
最低資本金	要件なし (ただし£0 は不可)	£50,000 少なくとも額面資本金の 4 分の 1 の払い込みが必要
株主	1 名以上	1 名以上
取締役	1 名以上	2 名以上
会社秘書役	不要	必要
定時株主総会	不要（ただし、traded company <sup>25</sup> を除く）	必要（会計年度末から 6 カ月以内の開催）
決算書	会計基準日後 9 カ月以内に決算書をカンパニーズ・ハウスへ提出	会計基準日後 6 カ月以内に決算書をカンパニーズ・ハウスへ提出
保管義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会議事録は 10 年間</li> <li>会計記録は最低 6 年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会議事録は 10 年間</li> <li>会計記録は最低 3 年間</li> </ul>
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>2006 年会社法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2006 年会社法</li> <li>コーポレートガバナンスコード</li> </ul>

（注）「公開会社＝上場企業」ではない

<sup>25</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/360C>

## 別紙4 2021年国家安全保障・投資法（NSI法）

英国の2021年国家安全保障・投資法（National Security and Investment Act 2021（NSI Act））は、国家安全保障上のリスクをもたらす可能性がある企業買収や投資に対し、英国政府が審査し介入するための枠組みについて規定している。

NSI法は、一定の適格法人または適格財産に対する、特定の支配権の取得を伴う取引に適用される。対象となる取引は、以下のものを含む。

- 適格法人における議決権または持ち分を、25%もしくは50%を超えて取得すること、または、75%に達し、もしくは超えて取得すること
- 適格法人の業務を管理する決議の可決または阻止を可能にする議決権を取得すること
- 適格法人の方針に対する実質的な影響力の取得
- 適格財産に対する権利または利益の取得であって、これにより、以下のいずれかが可能になるもの
  - 当該財産の使用、または、取得以前と比べてより広範な使用
  - 当該財産の使用方法を指示または管理すること、または、取得以前と比べてより広範に指示または管理すること

適格法人は、個人以外のあらゆる法人と定義されている。これには、英国で設立された株式会社および他の法人、並びに、英国内で設立されたパートナーシップやトラストを含む。また、英国外で設立された法人であっても、当該法人が英国内で事業を行っていたり、英国内で商品やサービスの供給を行っている場合には対象に含まれる。

適格法人は、英国内で、NSI法で規定されている特定の分野について、特定の活動を行っている場合、NSI法の対象となる。指定されている分野には、人工知能、コンピュータハードウェア、データ・インフラストラクチャー、エネルギー、軍民併用技術、衛星・宇宙技術、運輸が含まれる。

適格財産には、(1) 土地、(2) 有形動産、(3) アイデア、情報または技術であって、工業的、商業的、または他の経済的価値を有し、英国内で行われる活動または英国内の者への商品またはサービスの適用に関して使用されるものが含まれる。



NSI 法の主要規定は以下の通り。

1. 義務的届出：

特定の配慮を要する分野における特定の取引については、完了前に、政府への届出が義務付けられる。この取引には、その結果、ある人物が適格法人または適格財産を支配下に置くことになる場合が含まれる。

2. 任意的届出：

契約当事者は、義務的届出の対象にならない取引であっても、国家安全保障上の懸念を生じる可能性がある取引について、政府に任意に届け出ることができる。

3. 介入権限：

政府は、通知されていない取引であっても、国家安全保障上のリスクを生じるとみなす取引について、その審査を行うために介入する権限を持つ。

4. 審査手続：

政府は、国家安全保障に対する取引の影響を審査し、必要な場合には、当該取引に条件を付し、または、取引を差し止めることができる。

5. 不遵守への罰則：

届出義務または政府によって付された条件の不遵守は、制裁金（全世界の売上の5%または1000万ポンドのいずれか高額な方）、懲役、取引の無効といった罰則の対象となる可能性がある。

## 別紙5 外国法人登録 (Register of Overseas Entities : ROE)

英国は、外国法人登録制度として知られる規制 (ROE 規制) を導入した。ROE 規制の目的は、英国の不動産取引に関し、企業の透明性を向上させ、会社組織の不正目的での悪用を防止することにある。

ROE 規制は、適格不動産権を取得または処分しようとする全ての外国法人に適用される。「外国法人」とは、英国外の国または地域の法を準拠法とする法人 (会社、パートナーシップその他の、準拠法の下で法人格が認められているもの) と定義されている。これには外国法人の英国子会社は含まれないが、英国支店は含まれる。

「適格不動産権」とは、イングランドおよびウェールズにおいては、所有権または7年を超える賃借権を指す。

ROE 規制の下では、外国法人登録 (ROE) はカンパニー・ハウスにより登録され、維持される。適格不動産権の取得または処分を望む外国法人は全て、まず ROE の登録を受ける必要がある。登録がない場合、適格不動産権の取引を進めることはできない。

ROE の登録手続きに際し、届け出なければならない主要な情報は以下の通り。

- 最終受益者の詳細：  
外国法人は、当該法人を実質的に支配する個人の情報を開示しなければならない。これには通常、以下に該当する者が含まれる。
  - 直接または間接に、株式または議決権の 25%以上を保有する者
  - 直接または間接に、取締役会の過半数を選任または解任する権利を持つ者
  - その他、当該法人に重大な影響力を行使したり、支配している者
- ROE 規制の下では最終受益者の詳細が求められるため、大規模なグループ企業の場合、中間株主を超えて、最終受益者を特定するまでグループ構造を遡らなければならない場合がある。重大な支配権を持つ個人が存在しない場合は、当該外国法人の各役員の情報を開示しなければならない。
- 最終受益者について開示しなければならない情報には、以下が含まれる。
  - 登録すべき最終受益者となった日付
  - (個人の場合) 氏名、生年月日、国籍、住所
  - (法人の場合) 名称、主たる事務所、法人形態、準拠法および登録番号

- 法人情報：
  - 外国法人は、一定の情報を提供しなければならない。対象となる情報には、名称、設立準拠法、登録事務所住所、登録番号、法人形態を含む。

上記の情報は、正確性と規則への準拠を確保するため、英国で規制対象となるエージェントの認証を受けなければならない。認証に際しては、外国法域の法律家その他の専門家からの情報提供がしばしば必要となる。

さらに、登録後も、ROE を更新し、登録事項に変更がある場合は変更内容、ない場合はないことを毎年報告する義務がある。年次更新についても、英国で規制対象となるエージェントの認証を受ける必要がある。

外国法人が、適格不動産権の全てを処分し、ROE の登録を維持する義務を負わなくなった場合、ROE の削除を申請することができる。

2024 年 10 月時点での ROE に関する諸費用は以下の通り。

サービス	オンライン	郵送
ROE 登録申請	£234	£467
年次更新	£234	£467
ROE 削除申請	£706	£940